

所得税の確定申告の

準備はお済みですか

●確定申告相談期間（市役所）

2月18日（月）～3月14日（木）※土日を除く

確定申告の時期が近づいてきました。所得税は、納税者自身が所得と税額などを計算し、正しい申告と納税をする「申告納税制度」とっています。また、所得税がかからない人（所得が所得控除額以下の人）でも、営業・農業・不動産等の所得がある人は、所得状況把握のため、住民税の申告が必要になります。該当する人は必ず申告をしてください。



確定申告の流れ

事前に、確定申告に必要な書類（明細書・証明書等）をそろえ、医療費控除や事業等の収支内訳書等の計算を済ませた上で、次の①②③いずれかの方法で申告をしてください。

※申告相談の内容によっては、本会場での受付ができないことがあります。（例…山林・譲渡・収用・配当などの所得申告や、住宅借入金特別控除・専門的な知識が必要なもの等）

確定申告をする必要がある人

○事業所得があった人

◇商業、工業、農業などの自営業を営んでいる人

◇地代、家賃、配当収入、不動産の売却収入などの所得のある人

※白色申告者でも、事業所得、不動産所得及び山林所得を生ずる業務を行っている場合は、確定申告をするときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」の添付が必要です。

○給与所得があった人

給与と所得者の所得税は、通常年末調整で精算されますが、次のような人は確定申告が必要です。

- ◇給与の年収が2千万円を超える人
- ◇「給与所得・退職所得」以外の所得金額の合計が20万円を超える人
- ◇2か所以上から給料を貰っている人

○株や土地・建物を売った人

株や土地・建物を売ったときや、土地・建物を国・県・市などに先渡し（収用）された場合も確定申告をしてください。

確定申告に必要なもの

① 税務署から送付された「申告書」・「案内ハガキ」

（送付されている人のみ）

② 平成30年中の所得が証明できるもの

- ◇給与、年金などの「源泉徴収票」
- ◇個人年金支払金額等のお知らせ（保険会社によって名称が違います。）
- ◇給与明細書

【事業所得・農業所得のある人】

◇収支内訳書

③ 社会保険料控除証明書

◇国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等の納付証明書

◇国民年金保険料控除証明書など

④ 生命保険料控除証明書

⑤ 地震保険料控除証明書

（平成18年度末までに契約した旧長期損害保険料については経過措置として対象になります。）

⑥ 医療費控除を受ける場合

- ◇医療費の明細書、医療費通知
- ◇保険などで補てんされる金額の明細書

※医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受ける場合には、対象医薬品の領収書と健康の保持増進及び疾病の予防などの一定の取組を行ったことを明らかにする書類

- ① 自宅のパソコンから申告
◇自宅等のパソコンで国税庁のホームページの「確定申告書作成コーナー」で金額を入力し、税額などが自動計算された上で、提出用の確定申告書を印刷し、書類を税務署へ郵送で提出してください。
◇インターネットのe-Taxを利用した確定申告もできます。こちらはデータ送信なので、郵送する必要がありません。（詳しくは税務署にお尋ねください。）
- ② 久留米税務署で申告
2月18日～3月15日までの期間中に、久留米税務署の確定申告会場で直接申告をしてください。
- ③ 市役所の相談会場で申告
2月18日～3月14日までの期間は、市役所内に確定申告相談会場を開設します。（次ページをご覧ください。）

※青色申告・消費税については、本会場での受付はできません。

⑦ 寄附金控除を受ける場合

◇ 寄附金受領証、領収書や証明書

⑧ 雑損控除を受ける場合

◇ 被害を受けた資産、取得時期、取得価格、取壊し費用、損害保険金額のわかるもの、市町村から交付された「罹災証明書」

⑨ 住宅借入金等特別控除(新規)を受ける場合

◇ 家屋の登記事項証明書
 ◇ 請負(または売買)契約書の写し
 ◇ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

※ 敷地等の購入に係るローンについても控除を受ける場合

◇ 敷地等の登記事項証明書

◇ 敷地等の分譲に係る契約書の写し

※ 補助金等を受けた場合

◇ 補助金の額を証明する書類など

⑩ 印鑑(電子送信の場合は不要)

⑪ 本人名義の通帳

⑫ マイナンバー(個人番号)の記載、及び本人確認書類の提示または写しの添付

※ マイナンバーカード(写真入りの個人番号カード)を準備するか、通知カードと本人確認書類(免許証、保険証など)を準備してください。

※ 扶養親族等がある人は扶養親族等のマイナンバー記載が必要です。

● 問合せ

・ 税務課 住民税係

Tel 7554977

・ 久留米税務署

Tel 0942324461

うきは市役所での確定申告相談

2月18日(月)～3月14日(木) ※土日を除く

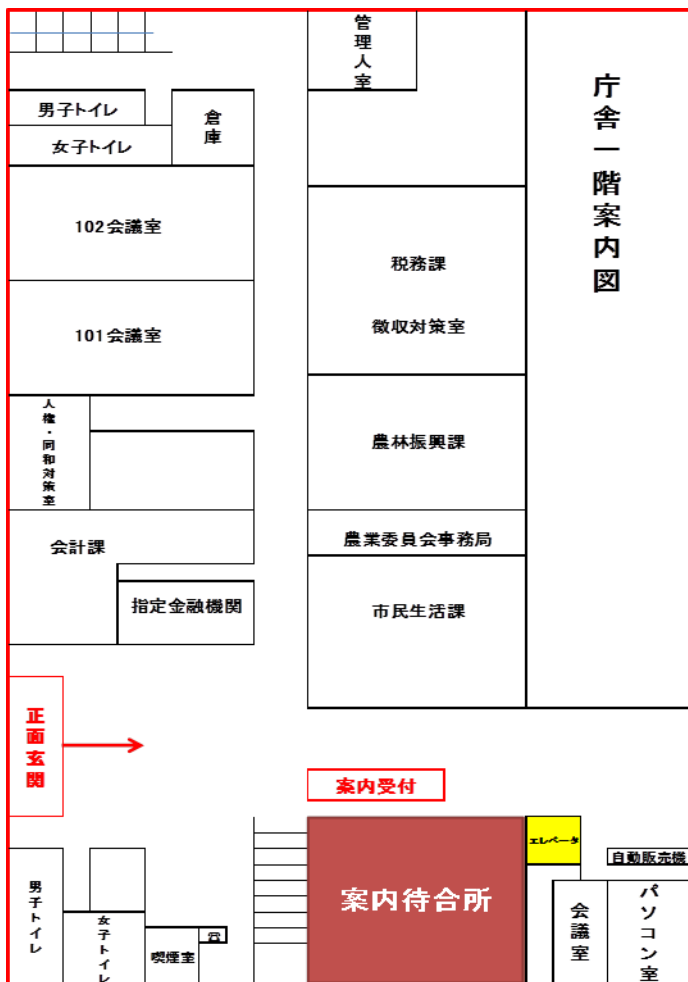
～案内受付から申告相談までの流れ～

相談会場(3階大会議室)には、
下記手順により係員がご案内します。

受付番号札配布時間：8時30分～

※ 早朝からの番号札取りはできません。

申告相談開始時間：9時～



① 8時30分から係員が案内受付番号札を配布します。

② 案内受付番号札を受け取った人は、1階ホール案内待合所で係員の案内があるまでお待ちください。

※ 係員の案内時に案内待合所にいない人は順番が前後することがありますので、御了承ください。

また、やむなく離席される場合は、案内待合所に戻られた際に係員へ番号札をご提示ください。

③ 係員の案内があった人は、順次3階相談会場で受付を行い、再度係員が案内するまで相談会場内の待合所でお待ちください。

※ 案内受付で配布される番号札をお持ちでない人は、相談受付はできませんので、必ず1階の案内受付で番号札をもらい、係員の案内に沿って来場するよう気をつけてください。

会場が混み合う場合があります。
ご了承ください。

